

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第31号

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例

寒川町水路に関する条例(昭和47年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「550円」を「590円」に、「250円」を「270円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占有に係る占有料について適用し、同日前に許可を受けた占有に係る占有料については、なお従前の例による。